

不法行為法における割合的責任の法理

石橋 秀起

本研究は、民法・不法行為法のうち、原因競合における割合的解決について検討を行うものである。現行民法によれば、加害行為に被害者の過失が競合した場合、賠償責任の軽減が行われる（民法 722 条 2 項）。これに対し、昭和 40 年代以降、わが国の裁判実務では、被害者の過失以外の原因が競合した場合においても減責を行うのが、一般的な傾向となっている。特に、交通事故訴訟においては、被害者の素因が損害の発生・拡大に寄与した場合において減責を行うべきとする裁判例が登場し、これが最高裁判例となっている。また、営造物責任（国家賠償法 2 条）や工作物責任（民法 717 条）の分野では、損害発生に自然力が寄与したことを理由に減責を行うべきかどうか問題となっており、これを肯定する裁判例がいくつか報告されている。もっとも、こうした解決をめぐるのは、学説上、いかなる場合において原因競合を觀念し、減責を行うかについて、十分な検討がなされているとはいえない。そこで、本研究は、こうした状況にかんがみ、以下の手順でこの問題に取り組むこととした。

まず、第 1 部は、原因競合とは何か、競合原因を斟酌するとはどのようなことかといった一般的な問題を、ドイツ法の議論を手がかりとしつつ検討するものである。ここでは、公平それ自体を理由に減責を行う法理を批判的に検討する一方、近時、医療過誤などの分野で主張されている「割合的責任」については、合理的な損害分配を実現するものとして肯定的な評価が下されている。次に、第 2 部は、第 1 部で得られた知見をもとに、個々の事例について検討を行うものである。ここでは、わが国の裁判実務で割合的解決が問題となった 6 つの事例について裁判例を詳細に検討するとともに、そこで得られた結果をもとに割合的解決を導く契機がいくつか析出されている。違法性関連の存否不明における可能性に応じた割合的責任、被害者の択一性に基づく割合的責任、危険性関連の評価困難に対応した割合的責任、の 3 つがその代表的なものである。このうち最初の 2 つは、第 1 部においてドイツ法の議論を分析するなかで得られたものであり、最後のものは、わが国の裁判例を分析するなかで得られたものである。

本研究は、以上の作業をつうじて合理的な損害分配を実現するための理論的基礎を提示することに主眼をおいたものである。したがって、個々の事案における具体的な解決は、今後の課題として残されることとなる。

以 上